

## 副食費の領収証の発行について（依頼）

三木市では、以下の児童を対象に副食費の補助を行っております。大変お手数をおかけしますが、保護者が支払われた給食費または副食費に対し、領収証の発行をお願いいたします。保護者には、請求書に貴施設が発行される領収証を添えて、償還払いによる請求をしていただくことになります。

### ★ 補助内容

- ・ 対象施設  
認定こども園、保育所、幼稚園（新制度移行園）、小規模保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設（企業主導型保育施設含む）、私立幼稚園（新制度未移行園）、国立大附属幼稚園、特別支援学校幼稚部
- ・ 対象児童  
3歳児以上の1号・2号（教育・保育給付）及び新1号・新2号（施設等利用給付）の認定を受けた児童のうち、副食費免除対象者と副食費補足給付補助対象者以外
- ・ 月額上限額  
1号（3歳児以上）・新1号（3歳児以上）：4,200円  
2号（3歳児以上）・新2号：4,500円  
教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方を受けている場合は、教育・保育給付認定が優先されます。（上限額を超える差額については、保護者負担となります。）

### ★ 領収証について

- ・ 領収証の様式は任意です。次の項目は、必ず記載ください。

領収日、保護者名、児童名、該当月、副食費相当額、施設住所、施設名、代表者名、領収印

- ・ 領収証の様式をお持ちでない場合、別添の参考様式をお使いください。

### ★ 保護者からの交付申請および交付請求について

- ・ 保護者には、別添のとおり請求方法の案内と交付申請書および交付請求書の様式一式をお渡ししています。（令和5年4月～令和6年3月分の市への最終提出期限：令和6年4月15日（月））
- ・ 補助金の交付申請・請求書類は、基本的に半期ごと（4～9月分、10～3月分）に提出をお願いします。

問い合わせ先：三木市教育委員会 教育・保育課  
〒673-0492 三木市上の丸町10-30 TEL: 0794-82-2000 内線3548